

会 議 名	第2回 港区立みなと芸術センターシンボルマーク作成等業務委託 事業候補者選考委員会
開催日時	令和7年10月21日（火曜日）午後4時45分から午後5時30分まで
開催場所	港区役所3階 産業・地域振興支援部会議室
委 員	出席5名 ・文化芸術事業連携担当部長 横尾 恵理子（委員長） ・中村 晴菜（副委員長） ・保健福祉支援部障害者福祉課長 宮本 裕介（委員） ・企画経営部連携協創担当課長政策広聴担当課長兼務 石川 久美子（委員） ・総務部人権・男女平等参画担当課長 小坂 憲司（委員）
事 務 局	地域振興課みなと芸術センター整備担当
会議次第	1 議題 （1）第一次選考結果について （2）第二次選考について
配付資料	〔席上配付〕 次第 資料1 第一次審査集計結果 資料2 第3回選考委員会スケジュール（案） 資料3 第二次審査の実施に関する留意事項（案） 資料4 第二次審査採点基準表（案） 資料5 第1回選考委員会議事録
会議の内容	
事務局	【開会】 （事務局より配付資料の確認）
事務局	【1（1）第一次選考について】 資料1について説明。
委員長	審査にあたり、評価したポイントなど各委員から順番に講評をお願いしたい。
A委員	点数が高い方からABCの順番で評価をした。 A事業者については、提案全体が分かりやすく施設のコンセプトとも調和していると感じた。マークを白と黒で構成している点は、ユニバーサルデザインへの配慮が見られるのではないかなと思う。スケジュールにおいて中間報告が2回設けられている点や、人員体制において代替要員が記載されている点も安心感がある。一方で、業務従事予定者の担当業務が他事業者と比べて多い点について

	ては、会社の規模を踏まえて妥当かどうか確認が必要と感じた。 B事業者については、文化芸術振興プランへの言及があり、求めている内容を網羅している印象を受けた。ワークショップの実施可能性については一部疑問もあったが、業務従事予定者の担当業務が他に1件のみであることから、実施可能と判断した。 C事業者については、全体的に記載が少なく、具体的な内容が読み取りづらかった。デザインにおける一筆書きの発想は、障害者の視点からは評価できるものの、それ以上に特筆すべき要素は見られなかった。また、実現性の面でも、スケジュール上に項目の記載があるのみで具体的な進行内容が不明確であったため、評価を低くした。
B 委員	点数が高い方からA B Cの順番で評価をした。 A事業者については、シンボルマーク制作の部分で“ゆらぎ”というコンセプトが誰からも受け入れられるのではないかと思った。シンプルなデザインでありながら多くのメッセージを含んでいる点や汎用性の高さを評価し高得点とした。 B事業者については、基本業務の理解や考え方の掘り下げが素晴らしいと思ったので高く評価した。シンボルマークのデザインはやや一般的に感じたので、低めに点を付けた。 C事業者については、形を厳密に定めない不定形なシンボルマークという発想が面白いと思った。ただ、スケジュールや人員体制が漠然としており具体性に欠けるので厳しめに評価をした。また、安全対策についても商標登録などの重要な要素に関わる部分だと思うが、こちらも具体性に乏しい印象を受けた。
C 委員	B事業者を高く評価し、A・C事業者は少し低めに評価をした。 A事業者については、多様性の包摂や寛容さを最終的に“ゆらぎ”という概念に帰着させている点にやや強引な印象を受けた。シンボルマークのデザインは、よく見るとm-mになっているが、一目しただけではよく分からない。また、マークの活用部分は比較的一般的なアイデアが多いと感じたので評価を低めにした。一方で、スケジュールについては現実的で手堅くまとめられており、人員体制も安定感があると感じた。 B事業者については、基本姿勢やコンセプト、みなと芸術センターの成り立ちも踏まえ、施設についてよく考えられている積極性が見られた。また、ツアー型のワークショップを実施する提案は、地域への浸透に有効であると考えられ、実績も伴っていると見受けられた。セキュリティについても、著作権の安全対策が具体的に示されており、スケジュールも具体的で、5か月以内に収まる計画となっている点が高く評価できる。 C事業者については、みなと芸術センターの基本理念のうち一部のみの記載に

	とどまっていた。デザインについては、m~mの形と世界に開かれた玄関口という概念をうまく落とし込んでいると感じた。一筆書きのマークについてはワークショップでの展開がしやすそうだが、逆にマークとしてのイメージが定着しにくい可能性があると感じられる。スケジュールについては、募集要項では令和7年11月中旬から令和8年3月までとなっているが、提案書には9月から先行調査を開始すると記載されており、11月中旬開始の場合には、3月までに完了するか疑問が残る。また、セキュリティ対策が非常に漠然としており、商標調査会社への依頼も「検討する」との記載にとどまっているため、実施の意図や見積に含んでいるのかが見えなかった。
D 委員	シンボルマークのデザインはA事業者で、マークの活用はB事業者が優れていると感じた。 A事業者については、シンプルながらインパクトのあるデザインであると感じた。“ゆらぎ”という新しい解釈は、今後業者から離れて展開する場合でも、港区と業者側の思いを共有しやすいと考えられる。一方で、人と地域を結ぶという愛称のコンセプトの提案はやや少ないと感じた。安全対策については、個人の抱える物件数が多いのは事業規模が大きく、複数の人数で一つの物件に取り組んでいることが想定できたので、セキュリティ管理がきちんと行なえる体制があるからこそではないかと考え高評価とした。 B事業者については、印鑑や家紋のように視認性の高いデザインであると感じた。また、地域とのつながりを重視し、ワークショップ等での展開を想定している点は評価できる。さらに、誰もが文化や芸術に参加できるようなInstagramでの参加型企画の提案も魅力的であった。ただ、一般の方が実際に継続して投稿・発信してくれるかについてはやや疑問が残る。 C事業者については、国外への発信力がやや弱いと感じた。手書きのシンボルマーク作成などのイベント展開の可能性はあるが、短期的な発信ではなく、長期的な取組として実施しないと効果が出にくいと考えられる。人員体制は、提案時のボリュームであれば、ある程度適切ではないかとの判断で高評価とした。募集要項の受け取り方の違いで差違が生まれている可能性もあるので、他事業者と大きな差はつけなかった。情報管理については、企業規模が少人数で個人が抱える物件が少なく、特別なセキュリティサービスなどに入らなくとも、データ持ち帰りを禁止するだけで、ある程度管理や対策は充分かと判断し評価した。
E 委員	点数が高い方からBACの順番で評価をした。 A事業者については、デザイン案やその活用の方法に独創性があると思った。また、具体的な方法の提案があったところも評価をした。一方、港区の文化芸術施策やみなと芸術センターの愛称への理解が少し弱いと感じた。

	B事業者については、区の施策やみなと芸術センターの愛称への理解、それを踏まえた企画立案をきちんとしていると思った。活用の方法として、ワークショップという提案も新たな切り口と思い、評価した。一方、デザイン案については、斬新さやユニバーサルデザインの視点からは弱い印象を受けた。 C事業者については、デザイン案は受け入れやすい斬新なところもあるかと思うが、一方、全体的に区の施策や愛称への理解、それからマークの展開の方法、人員体制や情報管理、安全対策への具体的な提案の記載が見られなかったもので、低い評価をした。
委員長	評価が分かれている項目が複数あるので、一つずつご意見をいただきたい。 まず、「項目2（1）基本姿勢について」の「ア 業務の理解・考え方」について、A事業者とC事業者で、D委員25点とC委員10点で評価が分かれていますので、それぞれご意見をいただきたい。
C委員	A事業者については、漠然としていたと感じた。C事業者については、先ほど申したようにみなと芸術センターの基本理念のうち一部のみの記載にとどまっていたので低い評価とした。
D委員	事業者ごとに捉え方が違い、全ての事業者で発展性が見られたので差をつけず同一の評価とした。
委員長	次に「（2）提案内容について」の「ア シンボルマーク制作」のA事業者について、C委員が14点と他の委員より低く点数をつけていたので、ご意見をいただきたい。
C委員	先ほども少し触れたが、ユニバーサルデザインというところで誰もが一見して認識できるかと考えた時に、例えば視力が弱い方や高齢の方が見た時に分かりにくいのではないかと思った。即座に視認できるかどうかという点で低い評価をしたが、デザイン性は評価できる。
委員長	最後に、「（3）実現性について」の「ア スケジュール・進捗管理の的確性」のC事業者について、D委員10点とC委員2点で評価が分かれていますので、それぞれご意見をいただきたい。
C委員	募集要項では令和7年11月中旬から令和8年3月までとなっているが、提案書には9月から業務を開始すると記載されており、11月中旬開始の場合には、3月までに完了するか疑問が残った。

D委員	スケジュールに関しては、時間をかけずに対応することも可能であるため、全ての事業者で差をつけず同一の評価とした。
委員長	皆様からの意見を踏まえて、意見交換をしたい。点数変更する方はいるか。
D委員	C事業者の「(3) 実現性について」の「ア スケジュール・進捗管理の的確性」を10点から8点にしたい。
C委員	シンボルマークのデザイン性は優れていると思うので、A事業者の「(2) 提案内容について」の「ア シンボルマーク制作」を14点から21点にしたい。
委員長	点数の変更は以上でよろしいか。 〈異議なし〉 〈集計〉
事務局	A事業者については、C委員が当初76点だったところを修正で83点となり合計724点。B事業者については、修正なしで合計763点。C事業者については、D委員が当初125点だったところを修正で123点となり合計594点となる。
委員長	一次審査通過事業者について、第1回選考委員会において一次審査の満点の60%を通過の目安とした。A事業者及びB事業者の得点は一次審査の満点の60%を上回っている。以上のことから、A事業者及びB事業者が二次審査に進むことを決定してよろしいか。 〈異議なし〉
事務局	【1(2) 第二次選考について】 資料2～4について説明 【閉会】